

In brief

A look at current financial reporting issues

No. INT2017-12
10 October 2017

IFRS IC が法人所得税に係る利息および罰金に関する アジェンダ決定を公表

論点

IFRS 解釈指針委員会 (IFRS IC) (以下、「IC」) は、2017 年 9 月、法人所得税に係る利息および罰金に関するアジェンダ決定を公表しました。

IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」は、国際会計基準 (IAS) 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税に適用されますが、利息および罰金の会計処理を扱っていません。IC は、ガイダンスを開発すべきか否かを検討し、利息および罰金について検討するプロジェクトはコストを上回るのに十分なほどの財務報告の改善をもたらさないだろうと結論を下しました。したがって、IC はガイダンスを開発しないことを決定し、アジェンダ決定を公表しました。

IC は、このアジェンダ決定において、企業は法人所得税に係る利息および罰金に対して IAS 第 12 号の適用と IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の適用のいずれかの会計方針を選択するものではないことに着目しました。企業が、利息および罰金に関して支払うかまたは受け取る特定の金額を法人所得税と考える場合には、当該金額に IAS 第 12 号を適用します。企業が当該金額に IAS 第 12 号を適用しない場合は、IAS 第 37 号を適用します。

さらに IC は、以下のような見解を述べました。

- 企業は、この会計方針に関する判断が財務諸表に認識する金額に重要な影響を与える場合には、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 122 項を適用して、その判断を開示する。
- 企業は、法人所得税に係る利息および罰金を会計処理する際に IAS 第 12 号と IAS 第 37 号のいずれかを適用するのにかかわらず、当該項目に重要性がある場合は、これらの情報を開示する (IAS 第 12 号および IAS 第 37 号のいずれも、開示要求事項を定めているため)。

影響

どのような企業が影響を受けるか

法人所得税に係る利息および罰金を支払うかまたは受け取る企業は、このアジェンダ決定の影響を受ける可能性があります。

どのような影響があるか

IAS 第 12 号には具体的なガイダンスがないため、一部の企業は現在、不確実な税務ポジションが存在する法人所得税に係る利息および罰金に対して、IAS 第 12 号と IAS 第 37 号のいずれかを適用するのかを判断するための会計方針の選択を行っている可能性があります。これらの企業は今後、どちらの基準を適用するかを判断する際に、利息および罰金の具体的な性質を検討する必要があります。この検討が、場合によ

ては、会計方針による認識、測定および開示の差異につながり、法人所得税に係る利息および罰金の損益計算書上の表示方法に変更をもたらす可能性があります。

アジェンダ決定はいつ適用されるか

このアジェンダ決定は現行のガイダンスを明確化するものであるため、即時に発効されます。報告日がアジェンダ決定の直後の場合、企業は、このアジェンダ決定がその時点で適用されるか否かを評価しなければなりません。その評価の一部として、関連する証券監督官の見解を考慮する必要があります。

企業は何をすべきか

影響を受ける企業は、法人所得税に係る利息および罰金の会計処理に対する自社のアプローチを評価し、会計方針や表示を変更すべきか否かを検討すべきです。いかなる会計方針の変更も、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及的に会計処理しなければなりません。

考察

IAS 第 12 号ではなく IAS 第 37 号を適用することは、場合によっては、認識および測定の変更につながる可能性があります。すなわち、損益計算書上、法人所得税に係る利息および罰金の表示が変更されることを意味します。

企業は、利息および罰金に関して支払うかまたは受け取る特定の金額が法人所得税か否かを決定する必要があります。2006 年 3 月および 2009 年 5 月の IC のアジェンダ決定では、IAS 第 12 号において法人所得税が課税所得を課税標準として課される税金と定義されていること、また「課税所得」という用語が総額ではなく純額の概念を含意していることに着目しています。したがって、課税所得に基づかない金額は法人所得税ではありません。例えば、税務当局に全額納付している場合、利息および罰金は法人所得税から分離されない可能性があり、いかなる利息および罰金も別個に識別できません。

より詳しい情報について

アジェンダ決定の全文は、2017 年 9 月の IFRIC Update ([英語原文](#) / [日本語訳](#)) をご覧ください。